一般財団法人東京都つながり創生財団

令和2年度第3回臨時理事会(決議省略)議事要旨

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 令和2年度 臨時評議員会の「決議の省略」による開催の件 次の議案について審議するため、定款18条第1項に基づき、臨時評議員会を招集する。

(1) 第1号議案 理事の死亡に伴う理事の選任の件

梶村勝利理事が令和3年2月8日付で死亡したため、定款第16条1号に基づき、後任として以下のものを選任する。

氏 名 矢崎 理恵(社会福祉法人さぽうと21学習支援室コーディネーター)

任 期 評議員会の決議があったとみなされた日の翌日から令和3年度終了後に 開催する定時評議員会終結の時まで

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名

理事長 マリ クリスティーヌ

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和3年2月26日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長 マリ クリスティーヌ

令和3年2月25日、理事長 マリ クリスティーヌが理事の全員及び監事に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、令和3年2月26日までに決議に加わることができる理事の全員から書面又は電磁的記録により同意の意思表示を、監事から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第40条(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条)に基づく理事会の「決議の省略」の方法により、当該提案事項のいずれも承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされたことを明確にするため、本議事録を作成 し、議事録作成者は次に記名押印する。

令和3年2月26日